

広島県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ありす薬局 本郷店	三原市本郷南五丁目一九番一号	令和七年八月一日
歯のクリニック 東広島 歯科・矯正歯科	東広島市西条町寺家三二八番地二	令和七年八月一日